

## ❧ 参 考 ❧

### 【審議経過】

区 分	開 催 日	内 容
第 1 回 審 議 会	平成24年 8月30日	東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について (諮問)
第 1 回 小 委 員 会	平成24年 9月10日	東京都動物愛護管理推進計画の進捗状況 東京都動物愛護管理推進計画の今後の方向性
第 2 回 小 委 員 会	平成24年10月18日	動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正への対応 ・多頭飼育の適正化 ・動物取扱業の適正化に関する取組 ・災害発生時の動物救護体制の充実強化 ・犬及び猫の引取り
第 3 回 小 委 員 会	平成24年11月29日	東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について (中間報告) 小委員会報告案
第 2 回 審 議 会	平成24年12月20日	東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について (中間報告)
第 4 回 小 委 員 会	平成25年 6月20日	東京都動物の愛護及び管理に関する条例の改正 動物愛護管理基本指針の改正を踏まえた東京都動物愛護管理推進計画の改定の方向性①
第 5 回 小 委 員 会	平成25年 8月 8日	動物愛護管理基本指針の改正を踏まえた東京都動物愛護管理推進計画の改定の方向性②
第 6 回 小 委 員 会	平成25年 9月12日	東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について (答申素案) 小委員会報告案
第 3 回 審 議 会	平成25年10月18日	東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について (答申素案)
第 4 回 審 議 会	平成26年 1月 9日	東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について (答申)

## 【委員名簿】

### (1) 東京都動物愛護管理審議会

(50音順、敬称略) (平成26年1月9日現在)

氏名	所属等
◎ 林 良博	独立行政法人国立科学博物館館長
○ 東海林 克彦	東洋大学国際地域学部教授
有田 芳子	主婦連合会副会長
内山 晶	公益財団法人日本動物愛護協会常任理事・事務局長
加藤 由子	フリーライター、エッセイスト
木村 幸一郎	東京都動物愛護推進員、東京都鳥獣保護員
日柳 政彦	公益社団法人日本実験動物協会理事
琴尾 隆明	練馬区副区長
小松 泰史	公益社団法人東京都獣医師会副会長
崎田 克康	公益社団法人日本愛玩動物協会事業部長
塩村 あやか	都議会議員
永井 俊子	一般社団法人東京都小学校PTA協議会副会長
西崎 光子	都議会議員
堀 宏道	都議会議員
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部准教授
村松 満	八王子市副市長
山口 千津子	公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員

◎ 会長 ○ 副会長

### (2) 東京都動物愛護管理審議会小委員会

(50音順、敬称略) (平成26年1月9日現在)

氏名	所属等
○ 林 良博	独立行政法人国立科学博物館館長
加藤 由子	フリーライター、エッセイスト
木村 幸一郎	東京都動物愛護推進員、東京都鳥獣保護員
小松 泰史	公益社団法人東京都獣医師会副会長
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部准教授
山口 千津子	公益社団法人日本動物福祉協会獣医師調査員
三浦 康之	板橋区保健所生活衛生課長
原子 南	東村山市健康福祉部健康課長

○ 委員長

## 【関係規定】

### ○東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

平成 18 年東京都条例第 4 号

#### （動物愛護管理審議会）

第 33 条 動物の愛護及び管理に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて調査及び審議を行わせるため、知事の附属機関として、東京都動物愛護管理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、二十人以内の委員で組織する。
- 3 前項の委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### ○東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

平成 18 年東京都規則第 105 号

#### （動物愛護管理審議会）

第 14 条 条例第 33 条第 1 項の東京都動物愛護管理審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事項について、調査し、及び審議して答申する。

- 一 動物の愛護に関すること。
- 二 動物の適正な飼養又は保管に関すること。
- 三 動物による人の生命等に対する侵害の防止に関すること。

第 15 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第 16 条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、会長は委員として議決に加わることができない。
- 5 前二条及び前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。